

再商品化及びその他の論点について

1. 再商品化

- (1) プラスチック製容器包装の再商品化の在り方
- (2) 再生材の需要拡大

①論点

- プラスチック製容器包装の再商品化の在り方の検討に当たっては、諸外国の制度も参考にしながら、公表されているデータに基づき認識を共有すべきではないか。また、それぞれの手法について環境負荷低減と資源の有効利用、経済コスト、分かりやすさ等の観点から検討すべきではないか。
- 検討に際しては、材料リサイクルかケミカルリサイクルかという二者択一ではなく、材料・ケミカル両再商品化手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、再生材市場に応じた多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境整備を行うべきではないか。
- 固形燃料化について、一般枠における通常のリサイクル手法として認めるべきとの意見が出される一方で、市町村がコストをかけて収集したものを燃料として利用することは、市町村における説明がつかないとの意見が出された。これまでの議論を踏まえてどのように位置づけを行うべきか。

- 再商品化をより円滑に進めていくため、再生材の需要拡大の促進方策を検討すべきではないか。

②主な意見

- 材料リサイクルかケミカルリサイクルか、二者択一の議論をすべきではない。
- 材料リサイクル優先については、根本から再検討すべき。
- 環境負荷、再商品化された製品のさらなる資源循環の可能性、付加価値、生成物の組成、最終的に何に役立っているのか、どのような製品になっているかを重視すべき。
- ケミカルリサイクルは、適切な実態把握のため、詳細な情報提供を。建設的な議論が必要。
- 容器包装プラスチックといっても非常に様々な種類があり、質の違う材料の混合物を単一素材のプラスチックに戻すこと、再商品化の高度化は困難であることを念頭に置いて議論すべき。高度に利用可能なプラスチックを多量に選別することは困難。
- 材料リサイクルにおいて適切な評価方法により適切な競争が働くようにすべき。また、質の改善による競争力の向上が重要。そのためには、再生材の品質管理規格や工程管理の基準を設け再生材の需要拡大や安定需要の確保、消

費者理解による積極的な再生材の使用の促進を図り、再生材の経済価値の向上を図るとともに、再生材のサプライチェーンの整備・確立が必要。

- 材料リサイクルの総合評価において他工程利用物の発生率を項目として追加すべきではないか。
- ケミカルリサイクルにおいて、最近の落札単価が上昇傾向にあるが、適正な競争が働いていないのではないか。競争が働くようにすべき。
- ケミカルリサイクルについては、よりわかりやすく伝わるように関係者は努力すべき。
- ケミカルリサイクルについては、熱回収となっているところがあるのではないか。再商品化率の公平な設定を。
- 中長期的には、プラスチックのエネルギー資源としての利用を検討すべき。
- 資源が貴重になっている中、可能な限り資源として活用した上で、最終的には熱回収という形をとるべき。
- 材料リサイクルはケミカルリサイクルに比べてわかりやすい。単純にコストだけで検討すべきではない。
- 再商品化手法の判断軸において、わかりやすさは事業者の説明により変わらうるものであり、一段低い位置付けなのではないか。
- 材料リサイクル優先が材料リサイクル事業者の過度な参入を招いているのではないか。優先的な取扱いを行わなくても十分事業としてやっていけるところを育てていくべきではないか。充足率が低くても経営が成り立つ産業はおかしい。
- 材料リサイクルは中小企業が多い点、地元の雇用を支えている点についても考慮する必要があるのではないか。
- 材料リサイクルにおいて、まれな例として高度なリサイクル製品が出来ているが、全体として高度化は発展途上なのではないか。
- 輸送に係るCO₂削減の観点からも、地域循環の観点が必要ではないか。
- 収集量アップが課題であり、欧州のような市場投入量に対する回収目標の設定を行うべき。
- 再商品化手法を自治体が選択できる仕組みが必要ではないか。
- ここまで分別の文化が根付いたところに価値がある。これをなくしてしまうのはいかがかと思う。高度な分別排出の実績を踏まえた上で検討をすべき。

③検討の方向性

- ・プラスチック製容器包装の再商品化のあり方については、材料リサイクル手法及びケミカル手法のそれぞれに課題があることを踏まえ、現在の多様な再商品化手法のバランスの取れた組合せを保ちつつ、優良な事業者が事業の先行きを見通して、安定して投資を継続し、ポテンシャルを伸ばし、健全な競争ができるよう、再商品化手法の特徴と再生材市場に応じた環境を整備することが必要ではないか。
- ・手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上、消費者・

市町村によるペール品質向上促進やパイの拡大、再商品化事業者の生産性の向上を図るため、分別収集実施市町村の拡大方策の検討、入札制度の見直しの検討（総合的評価制度、一般枠の入札参加者の拡大方策の検討等を通じた競争促進）、再生樹脂の規格化・標準化の検討を行うべきではないか。

- ・上記の制度見直しを行うことと併せて、材料リサイクル優先50%を維持するということで、特定事業者、消費者、市町村及びリサイクル事業者等の関係者の合意が得られるよう、上記の制度見直しの内容を早急に検討し、それぞれのリサイクル手法の中で、優良な事業者がポテンシャルを伸ばせる仕組みとすべきではないか。
- ・再商品化製品の質の向上や再商品化製品需要の拡大（再商品化製品利用製品の用途の透明化を含む）を通じて、消費者等の理解と協力を広めつつ従来よりも高付加価値な最終用途商品への利用を促進することが、消費者の分別排出や自治体の分別収集の協力拡大による環境負荷低減と社会全体のコスト削減にもつながるのではないか。
- ・再商品化事業者の生産性の向上を図るため、総合的評価制度については、再生材の質の向上に寄与する項目への配点を重くすることや、再生材の質の向上に直接関わらない項目の廃止等の評価項目の絞り込みや、品質管理手法の評価方法の深化を図る等の方向で見直すべきではないか。
- ・材料リサイクル優先枠内の入札については、総合的評価制度の結果に応じて評価の高い再商品化事業者の稼働率をより高める等の入札競争上の措置を講じることが必要ではないか。再生材の質の向上と安定化に取り組むより優良な事業者がポテンシャルを伸ばせるような環境を作ることが必要ではないか。
- ・再商品化の過程で発生する残渣は、再生利用をできる限り推奨するべきではないか。
- ・固形燃料化については、現時点でケミカルリサイクル手法と同様の化学的挙動を有するとの科学的根拠が得られていないことや、市町村がコストをかけて収集したものを燃料として利用することは、市町村における説明がつかないとの意見が出されていることを踏まえ、引き続き、緊急避難的な扱いを継続するべきではないか。
- ・再生材の品質の水準について規格化・標準化することを通じて再生材の市場を創出するとともに、一定の水準の再生材を継続的に生産することを確保するため、品質管理規格の第三者認証の活用を促進することが有効ではないか。
- ・再商品化事業者が、市況変動にも対応した健全な競争環境の下で、製品や製造の研究開発等の促進を通じ、素材産業化を目指す製造事業者として成長できる環境を整備すべきではないか。このため、一定の競争倍率を設定している現行の入札制度について、その適否を検討すべきではないか。

<考えられる施策の例>

- ・総合的評価制度等の入札制度の見直し。具体的には、総合的評価制度における評価項目の再生材の質の向上に関わる項目の重点化、品質管理手法等の評価の

深化、点数配分の見直し、登録要件項目の見直し。

- ・再生材の質の向上と安定化に取り組む等のより優良な事業者について稼働率向上のための措置を講じる。
- ・一定の競争倍率を設定している現行の入札制度（設備能力に対して決められる落札可能量を制限や、材料リサイクル優先A枠に一定の競争倍率を設定等）よりも、優良な事業者がよりポテンシャルを伸ばせるような優れた入札制度の検討。
- ・収率基準については、分別排出、分別収集・選別保管に協力する消費者や市町村の理解を得やすいよう、現在の収率を原則維持する。再商品化製品の新規需要の開拓に向けた、優良な事業者による高品質な再商品化製品の生産につながる先駆的・試行的なものは認める。
- ・材料リサイクル事業者の登録要件の見直しを行うとともに、希望する材料リサイクル事業者は、優先枠を放棄し、一般枠での入札を選択できる仕組みの導入。
- ・手間やコストを負担する消費者、市町村、特定事業者の理解の向上を図るため、競争に係る情報の開示により再商品化製品の利用が阻害されることがないよう十分に留意しながら、再商品化製品利用製品の用途の透明化を図る。
- ・再生樹脂に係る規格の策定等の標準化やその活用。
- ・低炭素で3Rを推進する高度な技術の実証支援及び金利優遇措置。

2. その他

(1) 指定法人のあり方

①論点

- 各論点について検討した上で、それにふさわしい指定法人の役割をどのように考えるべきか。
- 欧州のグリーン・ドット制度のようなマーク制度の導入や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化、環境配慮設計推進の観点からの再商品化委託料金の価格設定等、制度運用の効率化に向けた課題について、指定法人が貢献できる役割について積極的に検討すべきではないか。

②主な意見

- 指定法人の役割は、本来は再商品化事業であること考え、その徹底と効率化、合理化が最優先されるべき。
- グリーン・ドット制度のようなマーク制度の導入は、消費者からの容器包装について再商品化委託料が払われているということが明確になる点で極めて重要。
- ただ乗り対策としてグリーン・ドットのようなマーク制度の導入は反対。
- 環境配慮設計の推進の観点から再商品化委託料金の価格を設定すべき。
- 市町村にいろいろと広報をやれといっても、自前で何かデータを持ってくることはなかなかできない。広報等についてより充実していただきたい。
- 容り協に再商品化業務を任せただけから任せっきりという立場ではなくて、合理的な再商品化業務が行われるように、特定事業者としても監視し意見を述べていきたい。
- コンビニエンスストアのようなフランチャイズチェーンの加盟店に関する合理的な支払いについて、法律の範囲内で結構なので、速やかに支払えるような方法を検討されたい。
- 容器包装リサイクル全体がどうすればうまくいくのかということ、指定法人が常に考えていくような仕組みが必要。
- 欧州のPROと比較して非常に日本の指定法人は動きにくそうだなという印象。欧州のPROは、消費者と自治体をつなぐ役割や、自治体のコミュニケーションにとっても積極的。必要があれば法律上の明記を。

③検討の方向性

- ・再商品化委託料が付されている容器包装の消費者への認知方策や、フランチャイズチェーン加盟店舗に係る再商品化委託料の支払い方法の合理化等の課題について指定法人がどのように貢献していくべきか。

<考えられる施策の例>

- ・ 指定法人による再商品化業務の効率化のための点検作業の実施。

<考慮・検討すべき事項>

- ・ 指定法人は、特定事業者から再商品化業務を委託された立場であり、合理的な再商品化業務が実施されるように制度運用の効率化に努めることが求められていることから、環境配慮設計推進の観点からの再商品化委託料金の価格設定等の検討について、積極的に取り組むべきではないか。

(2) ペットボトルの循環利用のあり方

①論点

○市町村が収集したペットボトルの安定的な国内循環をどのように推進すべきか。市町村の独自処理について、どのように考えるか。

②主な意見

- 市町村の独自処理に関する実態、情報交換の現状を市民にどの程度結果として届いていて、市民がどのくらいわかっているのかが重要。
- ペットボトルは我が国のリサイクルにおいて非常に優等生。独自処理を行う市町村の理由、対応が変わるために必要な情報は何かを知りたい。
- ペットボトルの国内循環をしていくためには、安定供給が重要。店頭回収をどのように位置づけるか。
- 国内ペットボトルの再商品化能力の需給バランスが崩れているのではないか。
- 国内循環を基本とした制度整備を。市町村はそれぞれの判断で独自処理を行っている。
- 独自処理を行っている背景事情、市町村名公表が本当にサンクションになり得ているのかの調査が必要。
- 市民が自らの手で回収したものに対しては何に製品化されているのかということ、自治体だけではなく国もきちんと表明すべき。
- 家電法も容リ法もだが、ある法定ルートに戻ってきたものに対してどれだけリサイクルするかということを見ているが、トータルとしての流通量に対してどれだけ効果的な回収ルートや再商品化のルートに乗っているかということ、しっかり見ていく必要がある。
- 自治体による収集だけに頼るのではなくて、良質のものをより低コストで回収することに関してより抜本的で柔軟な考え方で、見直していく必要があるのではないか。
- 再生事業者は既に特定事業者の協力を得ながらBottle to Bottleという水平リサイクルの取組を始めている。

③検討の方向性

- ・ペットボトル等の一部の容器包装については、水平リサイクルの取組が進められている現状を踏まえ、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきではないか。近年指定法人において有償で取引されている廃ペットボトルについては、素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方について検討すべきではないか。
- ・市町村による独自処理の実態把握に努めるとともに、独自処理を行っている市町村が容リ制度に参加するように促していくべきではないか。

- ・ペットボトルの再商品化におけるケミカルリサイクル手法の優遇措置については、水平リサイクル等の材料リサイクルの取組が進展している状況を踏まえ、措置の必要性や在り方について検討すべきではないか。

<考えられる施策の例>

- ・独自処理を行っている市町村に対する聞き取り調査。
- ・市町村により独自処理されたペットボトルの海外流出後の不適正処理の有無などの実態把握調査。
- ・店頭回収の法的位置づけの明確化。(再掲)
- ・廃掃法上の再生利用指定制度の活用促進。(再掲)
- ・指定法人による再商品化業務の効率化のための点検作業の実施。(再掲)

<考慮・検討すべき事項>

- ・国内循環産業の育成をどのように図っていくか。
- ・リサイクル産業の生産性を高め資源としての廃棄物を確保できるようにするためにはどのような措置が有効か。
- ・市町村が独自処理を行う理由を把握した上で、容リ制度に参加してもらうためにはどのような方策が有効か。